

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び  
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

令和2年6月 契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
職業対策課外部事務室借室契約	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年6月15日	株式会社ノオカ 千葉県松戸市日暮7-473	7040001036347	至急借り入れが可能であること、茨城労働局庁舎に近く利便性が高いこと、十分なスペースがあること等を考慮して当該物件を選定したものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	3,762,000	3,762,000						
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター」借室契約	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年6月22日	株式会社ノオカ 千葉県松戸市日暮7-473	7040001036347	至急借り入れが可能であること、茨城労働局庁舎に近く利便性が高いこと、十分なスペースがあること等を考慮して当該物件を選定したものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	3,529,350	3,529,350						
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター」で使用する複合機等借用	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年6月16日	リコージャパン株式会社 茨城支社 茨城県水戸市元吉田町1074-1	1010001110829	緊急の必要により競争に付することができないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	1,558,700	1,307,130						
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター」で使用する事務用ノートパソコン等購入	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年6月16日	関彰商事株式会社 ビジネスソリューション部水戸支店 茨城県水戸市笠原町1514-3	2050001031500	緊急の必要により競争に付することができないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	4,450,556	4,236,320						
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。